

平成 26 年度広報実施計画



目 次

1	大臣官房総務課	2
2	大臣官房会計課	6
3	大臣官房地方課	7
4	大臣官房国際課	9
5	大臣官房厚生科学課	10
6	大臣官房統計情報部	11
7	医政局	15
8	健康局	22
9	医薬食品局	25
10	医薬食品局食品安全部	34
11	労働基準局	37
12	職業安定局	39
13	職業能力開発局	41
14	雇用均等・児童家庭局	50
15	社会・援護局（社会）	57
16	社会・援護局（援護）	61
17	社会・援護局障害保健福祉部	67
18	老健局	69
19	保険局	70
20	年金局	72
21	政策統括官（社会保障担当）	79
22	政策統括官（労働担当）	83
23	中央労働委員会事務局	86

【大臣官房総務課】

施策・制度名 厚生労働省の広報に関する総合調整

担当係 総務課広報室・分かりやすい広報指導室

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象(重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
厚生労働省の組織目標を達成するため、広報面で各局を支援・調整する。	厚生労働省の施策をより一層推進するため、厚生労働省に対する国民の信頼度を向上させる。	各施策が対象とする国民層	政府広報、広報誌等を活用した広報について、各部局と調整を行う。	政府広報、広報誌	随時	年度当初と比べて、厚生労働省の信頼度が向上したと判断した方の割合を50%以上にする。(平成25年度実績49% (厚生労働省行政モニターアンケート)) 信頼度は、厚生労働行政モニター等にアンケートを実施して把握する。	
		各施策が対象とする国民層	厚生労働省ホームページ再構築業務(平成23年度)で作成したガイドラインに基づき、ユーザビリティ／アクセシビリティ対応が不十分なページの改善に向けた指導・支援を行う。また、各部局に、見やすい等の観点から必要な助言を行う。	ホームページ	随時		
		各施策が対象とする国民層	イベント、施策等について、Twitter、Youtube、USTREAMを活用して国民への情報提供を支援する。	Twitter、Youtube、USTREAM	随時		
		各施策が対象とする国民層(特に、子ども)	子どもたちに業務説明や省内見学等を行うことにより、親子のふれあいを深め、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会として、「子ども霞が関見学デー」(文部科学省が主催)を企画・実施する。	イベント	8月		
		報道機関	政務三役の会見について適切に対応する。	記者会見	随時		
		報道機関	各部局に、発表資料を必要に応じて口頭による説明を行う会見等を実施するように調整するとともに、分かりやすい、丁寧な説明を行うよう徹底させる。	記者レク	随時		

	報道機関	適切な時期に記者発表できるよう に、記者クラブと調整を行う。	記 者 レ ク・資料配 付	随時	
	報道機関	報道関係者を対象とした各部局に よる勉強会が積極的に開催される よう調整する。	記者 勉強 会	随時	
	地方 公共 団 体	東京事務所の担当者向けに、厚生労 働省の施策等に関する研修を実施 する。	研修	5月	
	前段：内部組 織 後段：一般國 民	厚生労働行政モニターからの意見 等について、各部局が政策策定時に 参照・活用できるよう、各部局に提 供する。また、モニターからの意見 について、ホームページに、厚生労 働省の考え方を掲載する。	前段:隨時 報告書の 配布等 後段:ホー ムページ	隨時	
	厚 生 労 働 行 政モニター	モニターに厚生労働省の施策等に 対する担当部局からの要望により アンケート調査を実施する。		隨時	
	内部組織	各部局に対して、毎年度の広報実施 計画の作成を依頼する。 各部局における広報実施計画の実 施状況をフォローアップするとと もに、必要な助言等を行う。	前段:広報 委員会等 を通じて 依頼 後段:打合 せ等	下半期	
	内部組織	各部局に対し、有効な広報と考えら れる手段の提案を行う。	広報委員 会を通じ た呼びか け等	隨時	
	内部組織	各部局が作成する報道発表資料、パ ンフレット、資料等の作成に当たつ て、分かりやすい広報指導室が有効 活用されるように、積極的に取り組 む。	広報委員 会を通じ た呼びか け等	隨時	

		内部組織	分かりやすい文書作成の意識の高揚を図るため、「分かりやすい文書作成推進月間」を設定し、各部局で文書のチェックを行うなど分かりやすい文書の作成の取組を実践する。	各部局での文書のチェックなど	9月		
		内部組織	各部局の広報担当者に対して、取材を受けた場合には、取材対応等の記録、その記録の共有及び報道ぶりの確認を徹底させる。	広報委員会を通じた呼びかけ等	随時		
		職員	職員の意識改革と技能の向上を図るため、広報研修を実施する。	研修	7～3月		

【大臣官房会計課】

施策・制度名（重点施策）：平成27年度概算要求及び平成27年度予算案

担当係：大臣官房会計課調整係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
平成27年度概算要求及び平成27年度予算案の周知・広報	厚生労働省の施策について予算面からも国民の理解の促進を図るため、社会保障の充実・安定化の内容を含め国民に対しわかりやすく伝える。	一般国民 報道関係者 地方自治体	平成27年度予算概算要求や平成27年度予算案の内容について、以下の資料を作成し、HP掲載や国会・関係機関等への配布、説明等を通じ、厚生労働省の施策について広く周知する。 ①平成27年度予算概算要求の概要及び主要事項 ②平成27年度予算案の概要及び主要事項	ホームページ、リーフレット	① 8月 ②12月		

【大臣官房地方課】

施策・制度名（重点施策）： 地方厚生（支）局が実施する広報戦略

担当係： 大臣官房地方課地方厚生局管理室

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
地方厚生（支）局が担う厚生行政を周知し、国民の信頼を向上させる。	<p>【課題】 地方厚生（支）局の果たす役割や業務の成果について、国民、事業者（保険医療機関、健康保険組合、厚生年金基金、各種養成施設）及び地方自治体に十分周知、理解されていない。</p> <p>【役割】 地方厚生（支）局において、効果的な広報活動を行い、国民、事業者及び地方自治体からの理解と信頼を高める。</p>	<p>一般国民</p> <p>事業者</p> <p>地方自治体</p>	<p>地方厚生（支）局が積極的に広報活動を行うよう指示をし、厚生（支）局が担う役割及び業務の成果について幅広く周知するとともに、厚生行政関係の指標等について、その地域指標を紹介するなどにより、厚生行政の周知を図る。</p> <p>指導監督等の対象事業者に対し、運営の留意点、監査・検査における主な指摘事項や事業に対するF A Qについて、ホームページで情報発信する。また各種事業者を対象とした説明会・セミナー等の開催、その機会を活用し厚生（支）局が果たす役割をP Rする。</p> <p>地方厚生（支）局に対する申請手続き等が効率的に行えるよう業務関係の参考通知、資料、点検ポイント、F A Q等について、ホームページで情報発信するとともに随時更新してよりわかりやすいものとする。</p>	<p>ホームページ</p> <p>ホームページ、説明会、セミナー</p> <p>ホームページ</p>	随時	各種説明会やセミナーへの参加者数を増加させる。	

【大臣官房地方課】

施策・制度名（重点施策）：都道労働局が実施する広報戦略

担当係：大臣官房地方課企画第二係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
都道府県労働局が実施する労働行政に係る施策を周知し、国民の理解を高めることにより、一層の推進を図る。	<p>【課題】 都道府県労働局の実施する施策について、国民の理解のもと一層の推進を図る必要がある。</p> <p>【役割】 都道府県労働局において、効果的な広報活動を行い、国民からの理解を高める。</p>	<p>一般国民 報道関係者</p> <p>大学生等</p>	<p>労働局長による定期的な記者会見や記者との意見交換、実施施策に関する説明会等を通じ、都道府県労働局が実施する施策に関する効果的な情報発信を行う。 このため、各都道府県労働局における広報活動の成果について、定期的に情報共有を行うとともに、都道府県労働局における広報委員会での効果的な広報活動の積極的検討、広報に関する研修の実施を指示し、広報力の向上を図る。</p> <p>大学生等の若者に対し、都道府県労働局の幹部等が大学等で労働関係の基礎知識の普及を図るセミナーを実施する。併せて、労働行政の役割等を周知する機会とする。</p>	<p>記者レク 説明会 セミナー 等</p> <p>研修等</p>	<p>随時</p>	<p>都道府県労働局の行う労働行政の施策等やその成果について、より多く報道で取り上げられること。</p>	

【大臣官房国際課】

施策・制度名（重点施策）：重要な国際会議等に関する広報

担当係：国際課海外情報室

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
情報発信の強化 外国政府及び海外の関係者に対して厚生労働行政施策の理解を促進するため情報を発信する	外国政府及び海外の関係者	厚生労働省ホームページや厚生労働白書の英語版の作成、管理を行う。	同左	適宜	厚生労働省の関連施設見学会及び施策ブリーフィングにおいて、アンケートを実施し、その内容を次回に反映する等、適切な広報を実施する。		
	在京海外プレス、在京大使館員	厚生労働省の関連施設見学会及び施策ブリーフィングを実施する。	同左	10月			

【大臣官房厚生科学課】

施策・制度名（重点施策）：厚生労働科学研究

担当係：大臣官房厚生科学課庶務係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
行政政策研究、厚生科学基盤研究、疾病・障害対策研究及び健康安全確保総合研究の効果的な研究事業を実施するとともに研究成果を広く国民へ周知する。	厚生労働科学研究事業については、その成果が政策形成等において具体的にどのように寄与したのかがわかりにくい。 研究課題意見聴取及び研究成果等について、広く、迅速に国民に公開することにより、厚生科学研究に関する適切な情報の提供及び研究課題の設定等について一層の促進となる。	一般国民、研究機関等	厚生労働科学研究により前年度に実施した研究の概要を研究者から提出され次第、厚生労働科学研究データベースにより順次公開する。 厚生労働科学研究により前年度に実施した研究の研究報告書全文を厚生労働科学研究データベースにより公開する。 研究課題設定のためのパブリックコメントを実施する。	ホームページ	6月目途	ホームページのアクセス回数の対前年度比の増加。	厚生労働科学研究結果データベース閲覧システム 平成25年度（4月1日～平成26年3月27日） 109,922アクセス
			厚生労働科学研究の研究に係る一般国民向けの成果発表会を実施する場合に、厚生労働省のホームページにおいて、日程等を公表する。	成果発表、ホームページ	12月目途		
			厚生労働科学研究費データベースについて、研究成果の検索性の向上等を図り、国民の利便性、活用性を向上させるための更新を行う。	ホームページ	10月目途		

【大臣官房統計情報部】

施策・制度名（重点施策）：厚生労働統計調査の推進

担当係：企画課普及相談室統計広報係・普及係、企画課統計企画調整室、雇用・賃金福祉統計課、世帯統計室

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
統計調査の円滑な実施	厚生労働統計に関する情報の確実な提供を行い、自治体の要望を把握して次年度以降の調査の円滑な実施を図る。	自治体	各種会議の場を通じて各自治体からの厚生労働統計に対する要望を的確に把握する。	会議等	平成 26 年4月～平成 27 年3月	自治体に対するアンケートの結果、「説明・資料が分かりやすかった」等と回答した割合が80%以上。（平成 24 年度実績：86.4%）	
			厚生労働統計通信を発行する。	厚生労働統計通信	平成 26 年4月～平成 27 年3月	・厚生労働統計通信を年6回発行する。 ・自治体に対するアンケートの結果、「通信の内容が参考になった」と回答した割合が 80 %以上。（平成 25 年度実績：88%）	

【大臣官房統計情報部】

施策・制度名（重点施策）：厚生労働統計調査の推進

担当係：企画課普及相談室統計広報係、企画課統計企画調整室

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
統計調査結果等の周知	統計調査の実施に当たっては調査の対象となる個人や企業等の協力が不可欠であるため、公的統計が国民生活の向上にどのように役立っているのかなどについて国民の理解の促進を図る。	広報誌（月刊厚生労働）読者	統計調査結果等について、広報誌（月刊厚生労働）を通じて広報する。	広報誌（月刊厚生労働）	平成26年4月～平成27年3月	広報誌（月刊厚生労働）の「今月のDATA」に掲載する統計調査結果等が30件以上。	
		厚生労働省ホームページ新着情報配信サービス利用者	子ども向け統計学習サイト等を紹介するページ「統計について学ぼう（統計学習サイトのリンク集）」を、「厚生労働省ホームページ新着情報配信サービス」を通じて広報する。	厚生労働省ホームページ新着情報配信サービス	平成26年4月頃、平成26年10月頃	当該ページの紹介を「統計グラフ全国コンクール」の応募時期、「統計の日」の時期に合わせて2回行う。	

【大臣官房統計情報部】

施策・制度名（重点施策）：厚生労働統計調査の推進

担当係：企画課審査解析室

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
統計データの二次的利用の推進	統計データの二次的利用制度が整備されたことを踏まえ、当該制度について周知することにより、学術研究や高等教育における厚生労働統計の活用を支援する。	学術研究機関、高等教育等	二次的利用の趣旨等について理解を促すため、各種学会への参加を通じる等により広報するとともに、意見交換を通じてニーズを把握する。	学会の大会等	平成 26年4月～平成 27年3月	大学等への説明3回以上。	

【大臣官房統計情報部】

施策・制度名（重点施策）：行政情報化の推進

担当係：情報システム課

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
申請・届出等手続きの電子申請の利便性向上と利用促進	国が扱う申請・届出等手続きの電子申請について、より一層普及させる必要があるため、電子申請に関する利便性等を周知することで多くの国民に利用していただくこと。	社会保険労務士（全国社会保険労務士会連合会）等	電子申請の利便性の向上と利用の促進を図るため、社会保険労務士との定期協議等を開催する。	社会保険労務士との定期協議会	平成 26 年4月～平成 27 年3月	社会保険労務士等を対象としたアンケート調査に、今後の利用意向の設問を設け、「今後利用したい」という回答割合の増加を目指す。	
			社会保険労務士等を対象とした電子申請の利便性等に関するアンケート調査を実施する。	ホームページ、e-Gov			
	事業主、企業の人事・総務担当者等		電子政府利用促進週間に合わせて、電子申請について利用の促進を図る。	ホームページ、厚労省人事労務マガジン、広報誌（月刊厚生労働）	平成 26 年11月		

【医政局】

施策・制度名（重点施策）：新たな財政支援制度による医療の充実

担当係：指導課

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築を通じ、医療及び介護の総合的な確保を促進するため、消費税増収分を活用し新たな財政支援制度を創設する。 都道府県に基金を設け、例えば、 ①病床の機能分化・連携、 ②在宅医療の推進、 ③医療従事者の確保・養成といった事業を行うことを検討している。	消費税増収分を活用した財政支援制度であるため、国民に対し事業の意義や内容を周知し、平成26年4月からの消費税引上げに理解を得る必要がある。	都道府県・市町村	消費税増収分を活用した事業であることを周知する。また、国が策定する総合確保方針等において、地域における医療及び介護の総合的な確保の意義等を示すとともに、都道府県・市町村が策定する計画や公正性及び透明性の確保その他基金を充てて実施する都道府県事業についての基本的な事項等を定め周知する。	国から都道府県・市町村への通知等	事前の予備説明はできるだけ早く行うが、正式には医療介護総合確保推進法案の成立後、総合確保方針の策定を行った上でできるだけ早く実施する。	都道府県・市町村に対して、消費税増収分を活用した事業であることと国の総合確保方針の内容等を周知し、消費税引上げに理解を得るとともに計画の策定が円滑に進むようにする。	
		一般国民 医療関係者	消費税増収分を活用した事業であることを周知する。また、都道府県・市町村が総合確保方針に即して、かつ、地域の実情に応じ策定する計画を公表・周知する。	都道府県・市町村のホームページ等	医療介護総合確保推進法案の成立後、総合確保方針の策定を行った上でできるだけ早く	一般国民や医療関係者に対して、消費税増収分を活用した事業であることと都道府県・市町村が策定する計画における区域ごとの医療及び介護の総合的な	

					都道府県・市町村が計画を策定し公表・周知をする。	確保に関する目標等を周知し、消費税引上げと事業の意義等に理解を得る。	
--	--	--	--	--	--------------------------	------------------------------------	--

【医政局】

施策・制度名（重点施策）：医療の国際展開

担当係：総務課医療国際展開戦略室

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）等に基づき、 ①相手国の実情に適した医療機器・医薬品等の輸出等の促進と ②外国人が安心して医療サービスを受けられる環境整備等に係る諸施策の着実な実施を進めることにより、真に相手国の医療の発展に寄与する持続的な事業展開を産業界とともに実現することや日本の良質な医療の普及を推進することを目的とする。	①海外展開を企画する医薬品・医療機器業界に対して、海外におけるニーズや規制に関する情報を提供する。 ②日本に在住する外国人や訪日する外国人、また在住外国人数が多い自治体等の住民に対して、外国人患者受入れ環境が整備された医療機関に関する情報を伝える。	一般国民 関連事業者 医療関係者 訪日外国人等	<p>海外におけるニーズや規制に関する情報源となりうる他国との間の医療・保健分野に関する協力覚書に署名した際にはその概要、英文、和訳を公表する。同様に保健当局等と協議を行った際には、その結果概要について、公表を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁や外国政府と協力しつつ外国人患者受入れ医療機関認証制度（J M I P）の周知を行うとともに、認証委託機関が企画するセミナーや施設見学会等の案内を紹介する。 ・主要空港、ツーリストインフォメーション、在日大使館及び在住外国人数が多い自治体等でJ M I P等に関するパンフレットの掲示やリーフレット配布を行う。 ・J M I Pについて、医療通訳等が配置されたモデル拠点の整備に係る予算事業の概要や取組状況について公表する。 	ホームページ ホームページ、認証委託機関のセミナーや施設見学会等 パンフレット、リーフレット ホームページ	署名・協議の直後に公表 7月以降2回程度 随時 未定	<p>①海外におけるニーズや規制に関する情報や他国保健当局等との協議結果概要を公表することにより、医薬品・医療機器業界の海外展開を後押し、日本経済の活性化に貢献する。</p> <p>②国内医療機関における外国人患者受入環境の整備状況について広報し、外国人ビジネスマンや留学生、訪日外国人数等の増加に貢献する。</p>	

	③一般国民に対して、医療の国際展開に関する海外における国際協力の取組が、日本の国際的地位の向上に寄与することを周知する。	一般国民	<ul style="list-style-type: none"> ・本年3月に厚生労働省ホームページに新設した医療の国際展開に関するコーナーをさらに充実する。 ・厚生労働白書に医療の国際展開に関する取組を掲載する。 ・広報誌（月刊厚生労働）に医療の国際展開に関する取組を掲載する。 	ホームページ 白書 広報誌	随時 8月 未定	③保険制度の移転や人材育成等医療の国際展開を通じて、世界の医療水準の向上に貢献していることについて広報し一般国民の理解を得る。	
--	--	------	---	---------------------	----------------	---	--

【医政局】

施策・制度名（重点施策）：産科医療補償制度

担当係：総務課医療安全推進室指導係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資することなどにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図る。	平成27年1月から補償対象基準の見直しが行われることに伴い、見直し後の内容について、全国の妊産婦や分娩医療機関、産科医及び小児科医等の医療関係者に周知する。	全国の妊産婦や分娩医療機関、産科医及び小児科医等の医療関係者	厚生労働省ホームページ・twitter、政府広報、広報誌（月刊厚生労働）などの広報媒体で、制度の見直し内容について周知を行う。	ホームページ、twitter、政府広報、広報誌、新聞、雑誌等	1月以降	平成27年1月の見直し内容について、全国の妊産婦や分娩医療機関、産科医及び小児科医等の医療関係者に周知する。	
			産科、小児科などの関係団体を通じ、制度の見直し内容について、医療関係者に対して周知を行う。	学術集会等	1月以降		
	現行の産科医療補償制度について周知を徹底する。		厚生労働省ホームページや産科、小児科などの関係団体を通じ、現行制度についての周知を徹底する。	ホームページ、学術集会等	随時	現行制度の周知を徹底し重点施策の目的の実現を図る。	

【医政局】

施策・制度名（重点施策）：ジェネリック医薬品の使用促進

担当係：経済課後発医薬品使用促進専門官

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
平成30年3月末までに、ジェネリック医薬品の数量シェアを60%以上にする。	医療関係者については、依然、ジェネリック医薬品の品質に必要以上に不安を感じている医療関係者がおり、積極的な使用がされない大きな理由の一つとなっている。このため、医療関係者にジェネリック医薬品の品質についての正確な情報の提供を積極的に行い不安を解消する。	医療関係者	医療関係者を対象としたセミナーを開催し、講演プログラムと来場者も参加して行うパネルディスカッションを行うことにより、医療関係者のジェネリック医薬品の品質についての正確な理解の向上を図るとともにジェネリック医薬品の使用促進に有効な方策を探る。	セミナー	10月 2月	重点施策の目的の実現に向け、まずは、平成27年3月末の調剤医療費におけるジェネリック医薬品の数量シェアを50%以上にする。	(参考) 平成25年9月時点の調剤医療費におけるジェネリック医薬品の数量シェア 47.2%
		医療関係者	医療機関や薬局において、ジェネリック医薬品の使用促進に有効な方策を調査し、都道府県を通じ情報提供を行い、さらなる使用促進を図る。	報告書の配布、ホームページ	3月		
		医療関係者 一般国民	ジェネリック医薬品の品質についての正確な情報やジェネリック医薬品の使用促進の意義について、廣告会社を活用した広報を行う。	雑誌、ポスター等	10月～ 1月		
	一般国民については、依然、ジェネリック医薬品の使用促進の意義への理解が不足しているため、さらなる理解の向上を進める。	一般国民	一般国民向けのリーフレットを作成し、都道府県等を通じ配布する。	リーフレット	1月		
		一般国民	広報誌（月刊厚生労働）、政府広報、フリーペーパーなどの雑誌等を通じて、ジェネリック医薬品の品質についての正確な情報や使用促進の意義についてわかりやすく説明する。	広報誌、雑誌、メディア等	未定		

	国だけではなく都道府県協議会を通じて都道府県レベルでの使用促進の取組も行う。	都道府県協議会で決定	都道府県で行っている「後発医薬品安心使用促進協議会」において、都道府県レベルのジェネリック医薬品の使用促進を行う。	都道府県協議会で決定	都道府県協議会で決定		
--	--	------------	---	------------	------------	--	--

【健康局】

施策・制度名（重点施策）：肝炎総合対策の推進

担当係：疾病対策課肝炎対策推進室肝炎対策指導係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
肝炎は、感染者が三百万人以上いると推定される国内最大級の感染症であり、肝硬変・肝がんへと重症化する疾患であることから、肝炎の克服に向けて肝炎対策を総合的に推進する。	肝炎に関する正しい知識がまだ十分に国民に浸透していないことから、肝炎に関する広報をより一層推進し、肝炎の感染予防、早期発見・早期治療の促進を図る。	一般国民（特に若年層を想定） 一般国民（特に若年層を想定） 一般国民（特に若年層を想定） 一般国民（特に企業の従業員等を想定）	マスメディアやウェブを活用した効果的な広報戦略を実施する。 日本肝炎デー等における普及啓発イベントを実施する。 肝炎に関心のある著名人を活用した情報発信を実施する。 肝炎対策に関心のある企業や社員等に対する肝炎対策に積極的に取り組む企業との連携を通じた肝炎対策を実施する。	テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマスメディアやウェブ等 イベント等 ウェブ等 意見交換会等	通年 日本肝炎デー（7月28日）等を予定 通年 通年	国民及び参加企業への調査を行うとともに、WEBサイトへのアクセス件数等を分析し、広報の評価、課題の把握及び効果検証を実施する。（平成24年度アクセス件数は22,301件（24年7月～平成25年3月） 自治体が実施する肝炎ウイルス検査の受検者数及び肝炎医療費助成の受給者数を増加させる。	具体的な実施内容は、今後、広告代理店から企画書を募集し、その評価を行って決定する。（今年2～3月頃）

【健康局】

施策・制度名（重点施策）：臓器提供意思表示の促進

担当係：健康局移植医療対策室臓器移植係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
国民の臓器移植に関する理解を深めるとともに、臓器提供に関する意思表示を促進する。	平成22年7月の改正臓器移植法施行後、脳死下臓器提供件数は徐々に増加してきているが、家族承諾による提供が多く、本人の意思表示による臓器提供は増加していない。	一般国民	<p>10月の臓器移植普及推進月間や10/16の「グリーンリボンDAY」に合わせ、日本臓器移植ネットワークと協力し、臓器移植に関する知識や制度についての一般的な情報を周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「臓器移植推進国民大会」の開催 ・政府広報（新聞広告、インターネット等）の活用 ・地下鉄の駅などのスペースを活用したPR広告の掲出 ・中学生向け（※）のパンフレットの作成 <p>※臓器提供の意思表示が可能となる年齢が15歳からであるため、中学3年生を対象とした普及啓発パンフレットを作成している。</p>	イベント ホームページ マスコミ リーフレット	6月以降	日本臓器移植ネットワーク臓器提供意思登録システム現登録者数の増加（平成24年度登録者数：60,719名）	
		一般国民	日本臓器移植ネットワークにおいて、ACジャパンを利用した広報活動や、一般国民向け説明用リーフレットやポスターの作成・配布を行うほか、運転免許証の裏面に意思表示欄が設けられていることから、教習所やタクシー会社と協力した広報活動の実施、健康保険証の裏面に意思表示欄が設けられていることから、調剤薬局と協力した普及啓発活動などを実施する。	リーフレット ポスター TV 新聞 ステッカー	通年		

【健康局】

施策・制度名（重点施策）：スマート・ライフ・プロジェクト（SLP）

担当係：健康局がん対策・健康増進課健康指導係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
健康日本21（第二次）の基本的な方向である「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を実現する。	SLP参画数は、順調に増加しているが、自治体の参画数が少ない傾向にある。 SLPの認知度が、都心部に比べて、地方では低い傾向にある。	一般国民 一般国民 一般国民	毎年5月31日に、世界禁煙デー記念イベントを開催し、たばこの煙による健康影響を啓発し、たばこの煙のない暮らしを普及する。 毎年5月31日から1週間を、禁煙週間と定め、たばこの煙による健康影響を啓発し、たばこの煙のない暮らしを普及する。 健康増進普及月間において、ポスターを作成し、都道府県等を通じて配布を行う。	イベント、ホームページ ポスター、ホームページ ポスター	5月31日 5月31日～6月6日 9月	記念イベントの開催により、一般来場者への観覧勧奨及びマスコミ（新聞、ネットニュース等）への露出を訴求する。 都道府県等が実施する健康増進事業の実績を横展開する。	

【医薬食品局】

施策・制度名（重点施策）：医薬品等の適正使用、安全対策等

担当係：総務課、安全対策課、監視指導・麻薬対策課

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
国民、医療関係者等へ制度の周知、注意啓発を行うことで、医薬品の適正使用や有効性・安全性を確保する。	医薬品の適正使用及び無承認無許可医薬品等の危険性について国民、医療機関関係者に十分理解されていない。 医薬品等の適正使用に関する国民、医療関係者等への制度の周知、理解の促進を図る。 無承認無許可医薬品等に関する情報を一元的に収集して、消費者等への注意啓発を徹底する。	地方自治体	<p><意見交換の機会の積極的な設定></p> <p>① 地方自治体を対象とした会議の場を通じ、医薬品等の適正使用推進、献血推進等の医薬食品局の所管する各事業について、情報提供する。</p> <p>② 地方自治体を対象とした会議の場を通じ、医薬品等の適正使用推進、献血推進等の医薬食品局の所管する各事業について、地方自治体からの意見・要望を把握する。</p> <p>③ 一般用医薬品のインターネット販売等の新たな制度について、情報提供及び地方自治体からの意見・要望の把握を行う。</p>	会議 会議 会議	6月、2月 6月、2月 6月、2月	<p>① 行政モニターに対してアンケートを実施し、医薬品の正しい使い方など医薬品の適正使用や有効性・安全性確保のための基本的事項を知っている方の割合を前年度以上とする。(平成25年度92%)</p> <p>② 医薬品医療機器総合機構の「医薬品医療機器情報提供ホームページ」のアクセス数を前年度以上と</p>	

	一般国民 医療関係者	<p>＜無承認無許可医薬品等への対策＞</p> <p>個人輸入される無承認無許可医薬品や違法ドラッグ等による健康被害の情報などを収集するために、平成24年度から実施しているホットライン（コールセンター）及びこれらの情報を広報啓発HPへ掲載する業務をとおして、消費者等に対する注意啓発を行う。また、ポスター、リーフレットの啓発資材を作成し、関係機関へ配布することを通しても注意啓発を行う。</p>	ホットライン及びホームページ	随時	する。（平成24年度実績994百万回） ③ 厚生労働省ホームページ上の医薬品等の適正使用に係るページ（おくすりe情報）のアクセス数を前年度以上とする。（平成24年度実績21,195回）
	一般国民	<p>＜医薬品等の適正使用推進＞</p> <p>① くすりと健康の週間について、ホームページや政府広報等の広報機関等を活用した啓発宣伝を行う。</p> <p>② 厚生労働省ホームページに医薬品等の適正使用に係る制度について掲載する（分かりやすいページとするように改善する）。</p> <p>③ 適正使用に係る分かりやすいパンフレットを作成、配布する（関係団体、子ども霞ヶ関見学デー等のイベントなど）。</p> <p>④ 広報誌（月刊厚生労働）を通じて、一般国民に医薬品の適正使用についてわかりやすく解説する。</p>	<p>ホームページ等</p> <p>ホームページ</p> <p>パンフレット及びリーフレット</p> <p>広報誌</p>	<p>10月</p> <p>随時</p> <p>8月～10月</p> <p>時期未定</p>	

		<p>⑤ 政府広報を通じて、一般国民に一般用医薬品のインターネット販売に係る新たな制度についてわかりやすく周知するとともに、インターネット上における偽造医薬品について注意を促す。</p>	ラジオ、インターネット、広報誌等	5月～6月	
	医療関係者	<p><医薬品等の安全対策></p> <p>① 日本医師会及び日本歯科医師会の会員、薬剤師会、関連学会、都道府県等に対し、医薬品・医療機器等安全性情報報告制度啓発ポスターを配布し周知を図る。</p> <p>② 「医薬品・医療機器等安全性情報」を発行し、医療関係者等に副作用情報を提供するとともに、医薬品・医療機器等安全性情報報告制度の周知を図る。</p> <p>③ 医薬品医療機器総合機構のホームページで、医薬品・医療機器等安全性情報報告制度の概要などを説明し、医療関係者の理解を図る。</p>	ポスター 冊子 ホームページ	11月 随時 随時	

		職員	<p><情報提供のための手法と技術の向上></p> <p>① 局内の職員が、広報力向上に関する研修を受講し、職員の技能向上に努める。</p> <p>② 医薬品医療機器総合機構の広報担当者も広報に関する研修を受講し、技術向上に努める。</p>	研修	随時		
--	--	----	--	----	----	--	--

【医薬食品局】

施策・制度名（重点施策）：献血の推進

担当係： 医薬食品局血液対策課献血推進係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
献血の推進	将来の献血基盤となる若年層に、いかに献血の知識等を浸透させることができるか。	地方自治体、ボランティア組織	<意見交換の機会の積極的な設定> 血液関係ブロック会議や献血推進運動中央連絡協議会において、学生献血推進ボランティアの方も交えた形で地方自治体等と意見交換を行う。	会議	5~6月 10月	① 模擬献血に参加した人へのアンケートにより評価。参加した子が、大きくなったら本当の献血をしてみたいと思う割合を 60%以上とする。 (平成 25 年度実績 58%)	
	若年層を中心に献血の正しい知識や必要性について普及啓発を行い、献血に対する理解を促進する。	一般国民	<国民のニーズ、情報を共有する仕組み> ①「はたちの献血」キャンペーンを通じて、報道機関の理解を促す。 ②毎年度策定する「献血の推進に関する計画」に対し、パブリックコメントを募集する。	ホームページ、テレビやラジオ CM (日赤)	1月 1~2月		
		一般国民	<わかりやすい情報提> ① 政府広報や「月刊 厚生労働」を活用し、国民に周知を図る。 ② 子ども霞が関デーにおいて、模擬献血を通じて、献血に触れ合う機会を提供する。 ③ 高校生向けテキスト「献血 HOP STEP JUMP」を作成し、全国の高校 2 年生向けに配布を行う。	ホームページ、リーフレット	7月 1~2月 8月 3月	② テキストを配布した高校の教師へのアンケートにより評価。献血への関心が高まった高校の割合を 30%以上とする。 (平成 25 年度 実績)	

		関係者	<情報提供のための手法と技術の向上> 平成25年度の厚生労働科学研究事業の研究成果である、献血に関する各世代毎での効果的な広報手法等について、関係者に情報提供し、献血に関する広報への活用を図る。	事業報告書		27.4%)	
--	--	-----	--	-------	--	--------	--

【医薬食品局】

施策・制度名（重点施策）： 医療上必要な医薬品・医療機器の迅速な承認に向けた取組

担当係： 医薬食品局審査管理課、医療機器審査管理室

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
医療上必要な医薬品・医療機器を迅速に承認する。	国民、医療関係者及び製造販売業者等に審査迅速化に向けた取り組みが周知されていない。 国民、医療関係者及び製造販売業者等への周知、理解の促進を図る。	一般国民、医療関係者及び製造販売業者	「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」の要望募集において、関係学会、患者団体等から寄せられた要望や、その検討結果等について速やかに公開する。 「医療ニーズの高い医療機器等の早期導入に関する検討会」の要望募集において、関係学会等から寄せられた要望や、その検討結果等について速やかに公開する。 独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページで、新医薬品・医療機器の審査報告書・資料概要、総審査期間のデータ等を公開する。	ホームページ	随時	関係者の理解の向上を図る	

【医薬食品局】

施策・制度名（重点施策）： 医薬品等副作用救済制度

担当係： 総務課医薬品副作用被害対策室

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
医薬品等を適正に使用したにもかかわらず、副作用による健康被害に遭われた方を対して迅速な救済を図る。	国民や薬剤師を除く医療関係者の救済制度に関する認知度が低い。 国民、医療関係者等への制度の周知、理解の促進。	一般国民、医療関係者等	医薬品医療機器総合機構による広報（ホームページへの掲載、医療機関等での制度説明、テレビ・新聞・雑誌等の活用）の実施。 薬と健康の週間（10/17～23）で配布するリーフレットに救済制度に関する記述を掲載。 医療関係者に対し、安全性情報報告制度啓発ポスターを配布する際に、救済制度のリーフレットを同封し配布。 中学3年生に配布する教材に救済制度に関する記述を掲載。	ホームページ等 リーフレット リーフレット パンフレット	随時 10月 27年3月 27年3月	救済制度について医療関係者の理解を深め、国民が健康被害を受けた「イザというとき」に医師や薬剤師に相談することで確実な制度の利用に結びつける。	

【医薬食品局】

施策・制度名（重点施策）：特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法に基づく給付金の支給

担当係： 総務課医薬品副作用被害対策室

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の支給	平成24年9月に、給付金の請求期限の延長（法施行後5年（H25.1.15）を法施行後10年（H30.1.15）などの法改正が行われた。 給付金支給の仕組み等について、国民・医療関係者等への周知の促進。	一般国民 医療関係者	厚生労働省及び医薬品医療機器総合機構のホームページに給付金支給の仕組み等を掲載。 厚生労働省及び医薬品医療機器総合機構に電話相談窓口を設置し質問等に応対。	ホームページ 電話窓口	常時 常時	「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」の対象となり得る人に請求手続等を知っていただく。	

【医薬食品局食品安全部】

施策・制度名（重点施策）：食品安全に関する施策

担当係：医薬食品局食品安全部企画情報課調整係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
科学的知見に基づいて食品の安全を確保し、国民の健康と豊かな食生活に資する。	○食品による危害の予防のため、消費者・事業者等の協力が必要。	一般国民（消費者等）、事業者等	1 意見交換の機会の積極的な設定 ア 食品の安全確保に関する国民の理解を深めるとともに、意見・要望を把握するために意見交換会を開催する。 ①食品中の放射性物質対策 ②輸入食品の安全確保対策 ③その他のテーマ イ 関係府省、地方自治体等が開催する食品安全に関する意見交換会に、職員を講師として派遣する。	意見交換会	ア ①地方自治体等の要望を踏まえ隨時 ②1月 ③隨時 イ 随時	意見交換会参加者に対してアンケートを実施し、内容を理解した方の割合を70%以上とする。	
	○科学的な知見に基づく適正な安全対策を行うとともに、国民の安心感を高めるためには、消費者・事業者等の理解の向上が必要。		2 国民のニーズ、情報を共有する仕組み ①意見交換会でのアンケートや、食品安全モニター報告、電話などで寄せられたご意見等により、国民の食品安全に関する意見・要望を把握する。	アンケート、電話等	随时	—	
	○消費者の食品安全への理解を深めるとともに、事業者等に食品安全に関する規制等を周知し、食品を通じた危害の発生を防ぐ。		3 国民への迅速でわかりやすい情報提供 ①大規模な食中毒事件など、国民が不安に感じる事件が発生した際には、迅速に適切な情報提供を行	ホームページ、プレスリリース、リーフレット	随时 (③)については、特に6月、11月	—	
	○食品安全に関する施策についての透明性を向上すると						

	<p>ともに、国民の意見を反映する機会を設け、食品安全行政への信頼を高める。</p>	<p>う ②食品に関する制度の変更などがあった際には、消費者の立場に立って、分かりやすく情報提供を行う ③食中毒の予防など、食品の安全確保のために消費者が行うべき対策について、分かりやすく情報提供を行う ④食品安全の確保のために国や自治体が行っている対策などについて、分かりやすく情報提供を行う ⑤食品中の放射性物質の検査結果や対策について、情報提供する。</p>	ト、政府広報等	など食中毒の発生が増加する時期に重点的に実施)		
	事業者等	<p>4 事業者等への情報提供 ①食品に関する制度の変更や、規格・基準の設定等を行った際に、分かりやすく周知する ②食中毒の予防など、食品安全の確保のために広く事業者の協力を要する事項については、周知・注意喚起を行う</p>	ホームページ、プレスリリース、リーフレット、政府広報等	随時	—	
	地方自治体職員	<p>5 情報提供を行う関係者の育成 ①地方自治体においても、国民に周知する必要があるため、地方自治体職員を対象とした講習会等を開催し、自治体担当者の理解を深める。</p>	講習会	随時	講習会参加者にアンケートを実施し、内容を理解した方の割合を80%以上とする。	
	海外向け	<p>6 海外向けの情報提供 ①食品に関する制度の変更、規格・基準の設定等を行った際や健康危害情報があった場合に、すみやかに情報提供を行う。</p>	ホームページ、大使館等	随時	ホームページへのアクセス数を前年度比1.1倍となるようにする。	

			②食品中の放射性物質の検査結果等について、情報提供を行う。				
	—	7 情報提供のための手法と技術の向上 ①厚生労働科学研究等により、より効果的な周知の方法等について研究を行う。	—	年度内			

【労働基準局】

施策・制度名（重点施策）：テレワークの普及促進

担当係：労働条件政策課企画係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
適正な労働条件下でのテレワークの普及促進	テレワークは、自宅などの私的な空間で仕事に従事することから、労務管理上のルールを周知する必要がある。	テレワークを導入又は導入しようとする企業の人事担当者等	セミナーの開催により、テレワーク実施時の労務管理の注意点等の周知、テレワーク導入企業の紹介等を行う。	セミナー、ホームページ、人事労務メールマガジン	随時	セミナー時のアンケートにおいて「在宅勤務ガイドラインの内容を理解した」との回答を5割以上とする。	※平成24年通信利用動向調査（総務省）によればテレワーク導入企業率は11.5%であることから、セミナー参加者の半数以上を目標とした。

【労働基準局】

施策・制度名（重点施策）：労働契約法改正法の周知

担当係：労働条件政策課政策係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
労働契約法改正法の周知	<p>労働者の申込みにより無期労働契約に転換させる仕組み（無期転換ルール）の導入等を柱とする労働契約改正法が平成25年4月1日から施行されていることから、改正法の内容について周知を行う。</p> <p>「無期転換ルール」は本邦初のルールであることから、その円滑な施行を図るためにルールの内容を労使に十分浸透させる必要がある。</p>	労使関係者	無期転換の好事例集の作成、社内制度化に向けた取組モデルの普及	パンフレット、セミナー、ホームページ	4月以降	厚生労働行政モニターに対してアンケートを実施して、この一年間で改正内容を把握したとの回答を70%以上の回答者から得る。	
		労使関係者 一般国民	労働契約改正法の内容についての周知・啓発	セミナー、ホームページ	随時		

【 職業安定局 】

施策・制度名（重点施策）：雇用保険制度の見直し

担当課室・係：雇用保険課／公共職業安定所運営企画室 広報係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
育児休業給付の拡充による育児休業の取得促進、教育訓練給付の拡充等による非正規雇用労働者等の中長期的なキャリア形成支援等を推進する。	育児休業給付の充実や教育訓練給付の拡充等を柱とする改正雇用保険法案が成立した場合、平成26年4月1日及び10月1日から施行される予定。 支援を必要とする人々に、改正内容を十分に周知・浸透させ、制度の活用を促進する。	・一般国民（育児予定の労働者、非正規労働者である若者等） ・事業主	<ul style="list-style-type: none"> ・改正内容について、分かりやすくホームページに掲載する ・改正内容も含めて、雇用保険制度に関するQ&Aをホームページに掲載する ・改正内容の概要を記載したリーフレットを作成し、都道府県労働局やハローワークを通じて、配付する ・改正内容も含めた各種給付の内容や手続きについて、リーフレットを作成し、都道府県労働局やハローワークを通じて、配付する ・政府広報を活用し、改正内容を広く周知する ・厚労省ツイッターを活用して、改正内容を広く周知する ・人事労務マガジンを活用して、広く企業の人事担当者に周知する 	ホームページ リーフレット リーフレット 政府広報 ツイッターメルマガ	4月～ 4月～ 8月 4月 4月 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の認知度について、オンラインアンケートを実施し、下半期が上半期を上回ること 	

【 職業安定局 】

施策・制度名（重点施策）： 労働移動支援助成金の抜本的拡充

担当課室・係： 雇用開発課 雇用管理係 ／ 公共職業安定所運営企画室 広報係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
個人が円滑に転職等を行い、能力を發揮し、経済成長の担い手として活躍できるよう、労働移動の一層の促進を図る	労働者の再就職を支援する事業主に対し助成する労働移動支援助成金について、対象企業の拡大、支給時期の2段階化など、抜本的に拡充する予定。 このため、事業主や職業紹介事業者等に、拡充内容を十分に周知・浸透させ、制度の活用を促進する。	・事業主 ・職業紹介事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・拡充内容について、分かりやすくホームページに掲載する ・拡充内容について、リーフレットやポスターを作成し、都道府県労働局やハローワーク、公益財団法人産業雇用安定センター等を通じて、特に再就職援助計画を提出した事業主や求人提出事業主など助成金の活用が見込まれる事業主を対象に、重点的に、周知する ・広報誌「厚生労働」（月刊）を通じて、分かりやすく解説する ・人事労務マガジンを活用して、広く企業の人事担当者に周知する 	ホームページ リーフレット・ポスター 広報誌 メルマガ	26年3月～ 26年3月～ 27年3月 隨時	・企業の人事担当者等に対し、施策の認知度についてオンラインアンケートを実施し、下半期が上半期を上回ること	

【職業能力開発局】

施策・制度名（重点施策）：中長期的なキャリア形成支援措置の対象とする教育訓練

担当係：育成支援課 教育訓練講座係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
非正規雇用労働者である若者等がキャリアアップ・キャリアチェンジし安定的に働くことができるよう、教育訓練給付（受講費用の2割を支給、給付上限10万円）を拡充し、中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な職業能力の習得を支援する。	対象とする教育訓練の指定基準の策定後（4月予定）、教育訓練施設等に対し周知を行うとともに、指定された教育訓練（8月末以降指定予定）を一般国民に対して広報し、利用促進を図る。	教育訓練施設・一般国民 一般国民 求職者 再就職希望女性	中長期的なキャリア形成支援措置の対象とする教育訓練の指定基準及び指定に係る手続き等の周知を図る。 厚生労働省大臣に指定された中長期的なキャリア形成支援措置の対象となる教育訓練の情報について周知を図る。 求職者向けに中長期的なキャリア形成支援措置の対象となる教育訓練の情報の周知を図る。 再就職希望女性向けに中長期的なキャリア形成支援措置の対象となる教育訓練の情報の周知を図る。	リーフレット等、ホームページ ①ホームページ ②資格等情報誌 求人情報誌 生活情報誌	5月以降 8月以降 8月以降 8月以降	現行の教育訓練給付のホームページのアクセス数（平成24年度：667,135件）を上回るホームページのアクセス数。	

【職業能力開発局】

施策・制度名（重点施策）：事業主目線に立った人材育成

担当係：総務係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
事業主向け人材育成支援策（①キャリア形成促進助成金、②キャリアアップ助成金、③在職者訓練、④認定職業訓練、⑤職業能力開発サービスセンター）の利用促進	中小企業向けの財政支援やキャリア支援に係る助言を無料で受けられる窓口の設置、ポリテクセンター等におけるものづくり分野のオーダーメイドによる在職者向け訓練などの様々な取り組みを行っているが、いまだ企業の方々に十分浸透していない。 こうしたことを踏まえ、事業主目線に立った人材育成支援策の積極的なPRや利用促進を働きかける。	事業主、一般国民 事業主	<p>職業能力開発促進月間（11月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同月間に係る報道発表を行い、月間の意義等を周知するとともに、都道府県等で開催する行事等を周知する。 ・同月間に合わせて、「広報誌厚生労働11月号」に「職人」にスポットを当てた特集を掲載し、「キャリア形成」の重要性を訴える。 ・経済団体に対して、人材育成支援メニューの活用などを傘下団体・企業にPRしてもらうよう要請する。 <p>経済団体等が発行する広報誌に、人材育成支援策等の掲載を依頼し、傘下団体・企業に周知する。</p> <p>事業主向け人材育成支援策リーフレットを作成（更新）し、ハローワーク窓口等を通じて配布する。</p>	記者発表資料、ホームページ、メールマガジン、広報誌 経済団体等の広報誌等 リーフレット	11月 随時 10月頃	各種事業主向け人材育成支援策の利用率の向上により、人材育成に「問題がある」とする事業所割合を減少させる。	24年能力開発基本調査によると、人材育成に「問題がある」とする事業所割合は68.7%に達する。

	事業主・事業主団体	キャリア形成促進助成金制度について、事業主・事業主団体に対して、拡充内容を含む制度全般について周知し、利用促進を図る。	パンフレット、ホームページ等	4月以降	キャリア形成促進助成金の支給決定件数について、前年度を上回る。 (24年度は20,339件)	
	事業主	キャリアアップ助成金について、事業主向けのパンフレット等を作成し、出先機関、委託事業の受託者等への配布を通じて周知を図る。	パンフレット等	4月以降	事業主がキャリアアップ助成金を利用した件数が前年度を上回る。 (参考：職業訓練計画認定件数 25年12月末現在 6,301件)	助成額の引き上げ等を行う予定であるため、それらの内容を踏まえたキャリアアップ助成金全体（人材育成コースに限定しない）のパンフレット等を作成し、周知を図る予定。
	事業主	厚生労働省ホームページの在職者訓練概要ページに好事例の掲載や他ページとのリンクの整備等を実施する。	ホームページ	4月以降	訓練受講者数の前年からの向上。 (24年度は103,001人)	

	建設業に従事する労働者及び事業主	建設人材不足に対応するため、ホームページ等を活用して建設関係の認定職業訓練の周知を図る。	ホームページ等	4月以降	建設分野の認定職業訓練の訓練生数について、前年度数を上回る。 (24年度は25,579人)	
	事業主	職業能力開発サービスセンターの利用促進に向け、ホームページ等を活用して周知広報を行う。	ホームページ等	11月	職業能力開発サービスセンターにおける相談件数について、前年度を上回る。 (24年度は216,812件)	

【職業能力開発局】

施策・制度名（重点施策）：ものづくり分野の人材確保・育成支援

担当係：能力評価課企画係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
広く若者にものづくり産業・技能の魅力を発信し、技能分野への誘導を図るとともに、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することによって、労働者の能力開発・向上、又地位の向上を図ることを目的とする。	①「若年技能者人材育成支援等事業（ものづくりマイスター制度）」については、平成25年度から開始したこともあり、企業や学校、また国民一般に充分に認知されているとは言えない状況であることから、本事業の認知度を上げ、利用を促進する。 また、ものづくりマイスターを活用した、「目指せマイスタープロジェクト（仮称）」の推進を図る。	国民一般、学校関係者、事業主及び業界団体	①ものづくりマイスター制度の普及に係る広報用資料の作成・配布 ②ものづくりマイスターによる実技指導の有効活用に資するためのシンポジウムの開催【新規】 ③ものづくりマイスターの活用に係る好事例集の作成・配布【新規】 ④上記①③のパンフレット等を各都道府県、業界団体等へ配布とともに、広報誌等への掲載を依頼。【一部新規】 ⑤地域における広報活動を含む技能振興に係る取組を支援。 ⑥厚生労働省ホームページの改修 ⑦厚生労働省人事労務メールマガジンを活用した制度周知	①パンフレット等 ②シンポジウムの開催 ③冊子 ④各都道府県等の広報誌等 ⑤ものづくり体験教室等 ⑥ホームページ ⑦メールマガジン	年度中 11月	ものづくりマイスターの活動数について、前年度実績を上回る。 (25年度は46,010人日(速報値))	
	②「認定職業訓練」については、建設人材不足に対応するため、建設関係の認定職業訓練の周知を図り、人材育成を促進する。	建設業に従事する労働者及び事業主	建設人材不足に対応するため、建設関係の認定職業訓練について、周知を図る。	ホームページ	4月以降	建設分野の認定職業訓練の訓練生数について、前年度数を上回る。 (24年度は25,579人)	

	③「在職者訓練（ものづくり分野）」については、どのような訓練があり、その訓練を受講した場合、どのような成果が上がるのか、という点について周知する。	事業主、国民一般	厚生労働省ホームページの在職者訓練概要ページに好事例の掲載や他ページとのリンクの整備等を実施する。	ホームページ	4月以降	訓練受講者数の前年からの向上（24年度は103,001人）	
	④「技能検定制度」については、学生等のニーズの高い3級受検者数の増加を図ることにより、技能振興及び技能労働者の地位の向上につなげる。 また、技能検定制度を活用した、「目指せマイスタープロジェクト（仮称）」の推進を図る。	国民一般	重要な施策の決定等については、パブリックコメント等を実施する。	ホームページ	適宜	技能検定3級受検者数について、前年度実績を上回る。（24年度は253,067人）	
		国民一般	技能検定実施計画について、技能検定制度等に係るポータルサイトを活用して公表する。	ホームページ	2月		
		国民一般、学校関係者、事業主及び業界団体	学校関係者、業界団体等へ技能検定試験案内のパンフレットを配布するとともに、学校関係者等へ技能検定試験案内の広報誌等への掲載を依頼し、国民一般への周知を図る。 【一部新規】	パンフレット、学校関係者等の広報誌等	1月、7月		
		国民一般、事業者及び業界団体	技能検定制度等に係るポータルサイトを活用して、随時内容の刷新等を図りつつ、若年技能者の人材確保・育成・定着に関する企業のモデル事例等の情報提供を行う。【新規】	ホームページ	適宜		

【職業能力開発局】

施策・制度名（重点施策）： 公共職業訓練・求職者支援訓練

担当係：能力開発課計画指導係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
公共職業訓練は主に雇用保険受給者を対象に実施し、求職者支援訓練は雇用保険を受給できない者を対象に実施しており、安定した就職に向けて能力開発機会を提供することで、雇用のセーフティネットとしての役割を担うこととする。	ポリテクセンター・ポリテクカレッジが実施する職業訓練は、企業や国民一般に充分に認知されているとは言えない状況であることから、職業訓練の有効性を的確に伝えられるようにパンフレットの作成、配布等を実施し、本事業の認知度を上げ、利用を促進する。また、求職者支援訓練では、訓練奨励金のあり方を見直すためパンフレットの作成、配布等を実施する。	事業主及び国民一般	ポリテクセンター、ポリテクカレッジが実施する職業訓練を分かりやすく説明したパンフレットを作成、配布する。	パンフレット	7月	離職者（施設内）訓練における前年度からの定員充足率の向上 (参考) 平成24年度 79.0%	
		事業主及び国民一般	車内広告等を活用し、職業訓練の有効性等を周知する。	車内広告	11月		
		国民一般	職業訓練の有効性を的確に伝えられるように訓練受講前に職業訓練現場の体験学習を実施する。 また、霞ヶ関子供見学デーにおいて、ポリテクカレッジによるものづくり体験教室を実施する。	イベント	随時 8月		
		求職者等	職業訓練があまり認知されていない若年層が手にとりやすい求人情報誌等に職業訓練の内容等を掲載し、利用を促進する。	求人情報誌等	随時		
		事業主	求職者支援訓練の訓練実施奨励金について分かりやすく説明したパンフレットを作成、配布する。	パンフレット	6月		

【職業能力開発局】

施策・制度名（重点施策）：若者の人材力の強化（ジョブ・カード制度、地域若者サポートステーション事業）

担当係：実習併用職業訓練室 キャリア政策係、キャリア形成支援室 若年労働者対策係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
ジョブ・カードを活用した①きめ細やかなキャリア・コンサルティング、②実践的な職業訓練、③訓練終了後の職業能力評価等を通じ、非正規労働者等への安定的な雇用への移行等を促進	<p><課題> 制度創設以来、約100万枚のジョブ・カードが交付される等制度の活用は進んできているが、平成24年度能力開発基本調査ではジョブ・カードを「内容を含めて知っている」と回答した事業者が約16.2%にとどまる等、国民全般に十分に認知されているとは言えない状況にある。</p> <p><役割> 事業所等におけるジョブ・カード等の認知度を向上させる。</p>	事業者、及び求職者等	<p>政府広報や厚労省の広報誌等を活用し、ジョブ・カード制度をわかりやすく説明し、制度の理解を促進する。</p> <p>事業者団体、業界団体等の広報誌等に、ジョブ・カード制度についての記事の掲載や無料広告欄等への掲載を依頼し、事業者等への周知を図る。</p> <p>若者向けの求人情報誌やフリーペーパー等に、ジョブ・カード制度をわかりやすく説明したものを掲載し、制度の理解を促進する。</p> <p>ジョブ・カード制度に関するポスター、リーフレット等を作成し、関係行政機関、事業者団体、大学、委託事業の受託者等へ配布とともに、駅等に当該ポスターを掲示してもらうよう依頼する。 また、車内広告等を活用し、制度の周知を図る。</p>	<p>政府広報、月刊厚生労働、厚生労働省人事労務マガジン ホームページ</p> <p>事業者団体、業界団体等の広報誌等</p> <p>若者向け求人情報誌、フリーペーパー等</p> <p>ポスター、リーフレット、車内広告等</p>	<p>4月以降 随時 随時 随時 4月以降</p>	事業所等のジョブ・カードに対する認知度が前年度を上回ることを目標とする。（指標：能力開発基本調査を利用。平成24年度調査では認知度16.2%）	

		事業者	11月の職業能力開発促進月間において、経団連等に対し、ジョブ・カードの活用について、広報誌への記事掲載や会議での説明等の実施を要請し、事業者等への周知を図る。	事業者団体等の広報誌等	11月		
		大学等	11月の職業能力開発促進月間において、大学関係団体等を活用し、学生ジョブ・カードの導入・活用について大学等への周知を図る。	大学関係団体等の広報誌等	11月		
ニート等の若者の職業的自立を支援するため、全国160箇所に「地域若者サポートステーション(サポステ)」を設置し、一人一人に応じた専門的な相談やコミュニケーション訓練、職場体験等を実施する。	サポステについては、学校との連携が進んできたことから、学校関係者の認知度は高まつたものと考えられるが、引き続き周知・広報を図ることにより、一人でも多くのニート等の若者が職業的自立が図られるようとする。	一般 国 民 (支援対象者、保護者、学校関係者)	サポステ事業の趣旨、実施箇所、連絡先などを記載したポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体や労働関係部局、教育機関などの関係機関に配布する。	ポス ター、パンフレット、名刺サイズのカード	6月～	就職等進路決定者数 1万6千人（26年度） (平成24年度の就職等進路決定者数は1万4713人)	
			サポステ事業を端的に表したキャッチコピーを作成し、新聞広告やインターネットバナー広告などを活用して、広く一般に向けて訴求する（「ニートサポートネット」ヘリンクを貼る。）	インターネッ ツバナーア 广告、R25などの若者向けフリーペーパー等	8月～9月		
			サポステや若者支援機関の情報を掲載するウェブサイト「ニートサポートネット」の充実（アクセス、接近可能性の向上など）	ホーメページ	26年度速やかに。		

【雇用均等・児童家庭局】

施策・制度名（重点施策）：次世代育成支援対策推進法の周知（注：改正法案が成立した場合の内容を一部含む）

担当係：職業家庭両立課 法規係、育児・介護休業係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
次世代育成支援対策推進法の改正内容（成立した場合）及びくるみん認定の周知、くるみん税制の利用促進	次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）の延長・改正の周知及び次世代法に基づくくるみん認定やくるみんマーク、くるみん税制について、企業・労働者・学生等に広く知ってもらい、取得率や利用率を向上させることで、企業における仕事と家庭の両立がしやすい環境整備を進める。 また、仕事と家庭の両立のために男性の育児参加促進が重要であり、次世代法の改正内容（成立した場合）やくるみん認定について、パパ・ママ育休プラス等育児・介護休業法における男性の育児休業取得の促進を図る規定と併せて広く知ってもらうこと	企業	<p>関係行政機関、使用者団体、労働団体等に、次世代法の改正内容（成立了した場合）の周知と併せて、くるみん認定及びくるみん税制についての、ポスター、パンフレット、リーフレットを配布し、周知の協力依頼を行う。</p> <p>次世代法の改正内容、くるみん認定、くるみん税制について、厚生労働省ホームページや両立支援のひろば、イクメンプロジェクトのホームページ等に掲載し、周知する。</p> <p>イクメン企業アワードや、企業訪問などの企業へ接触する機会を通じ、次世代法の改正内容とともに、くるみん認定取得のインセンティブ等の周知を行う。</p> <p>雇用保険法改正の周知とあわせて男性の育児参加の重要性について周知する。</p>	ポスター、パンフレット、リーフレット、ホームページ	通年（改正法の成立に合わせて）	「子ども・子育てビジョン」における政府目標の平成26年度末までに認定取得企業数2,000企業達成（平成26年1月末現在1,764社）。	次世代法の改正（成立した場合）を踏まえ、くるみん認定、くるみんマーク、くるみん税制の認知度の大幅な向上が必要。
		学生	くるみんマークを掲載した改正次世代法（成立した場合）のポスターを大学等に配布し、学生への周知依頼を行う。 男子学生に対し、イクメンプロジェクトの一環であるイクメンの星出前講座などを通じ、次世代法の内容	ポスター、リーフレット			

で、男性が育児休業を取得しやすい環境づくりを進めていく。		とともに、育児参加の重要性についても周知を行う。				
		学生、労働者を始めとする一般国民	次世代法の改正内容（成立した場合）、くるみん認定、くるみん税制について、厚生労働省ホームページや両立支援のひろば、イクメンプロジェクトのホームページ等に掲載し、次世代法の取組について周知する。	ホームページ		
			くるみんマークを掲載したバナーを作成し、就職情報サイト等にバナーを掲載し、次世代法の取組について周知する。	ウェブサイト		
			広報誌（月刊厚生労働等）、メールマガジンを通じて、次世代法の改正内容、くるみんマーク、くるみん税制について周知するとともに、仕事と家庭の両立のための男性の育児参加の重要性（男性の育児参加が進むと女性の継続就業率が上がる等）についても広く知ってもらうよう努める。	広報誌、メールマガジン		

【雇用均等・児童家庭局】

施策・制度名（重点施策）：改正パートタイム労働法の周知（注：改正法案が成立した場合）

担当係：短時間・在宅労働課

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
改正パートタイム労働法に基づき、パートタイム労働者の雇用管理改善を推進する	通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱い禁止の対象者の拡大等を内容とする改正パートタイム労働法の円滑な施行を図るため、改正法の内容について周知を行う。	事業主 一般国民 (パートタイム労働者)	1 国民のニーズ、情報を共有する仕組み 雇用均等室による説明会の開催（必要に応じて） 2 わかりやすい情報提供 ①雇用均等室におけるリーフレットの配布。併せて、厚生労働省のHPにもリーフレットを掲載。 ②人事労務メルマガ（厚労省人事労務マガジン）等を活用して情報提供 ③政府広報誌等に情報を掲載	説明会 リーフレット・ホームページ メールマガジン 広報誌等	改正法成立後 改正法成立後 改正法成立後	26年度の都道府県労働局雇用均等室への相談件数前年度以上 (平成24年度は7,485件)	

【雇用均等・児童家庭局】

施策・制度名（重点施策）：企業におけるポジティブ・アクション（女性の活躍促進）の取組促進

担当係：雇用均等政策課 企画係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
6月の「男女雇用機会均等月間」を中心に、ポジティブ・アクション※取組の促進を図るとともに、改正内容を含む男女雇用機会均等法令と都道府県労働局雇用均等室について周知する。 ※ 男女労働者間の格差解消を目指し、各企業が自動的・積極的に実行する取組	現政権の成長戦略の中核に位置づけられている女性の活躍推進を図るため、ポジティブ・アクションに取り組む事業主を増やすことを目的に広報を実施する。 また、労働者が性別による差別的取扱い等を受けることなく働き続けることができるよう、26年7月に施行される省令・指針の改正内容を含む均等法令や相談対応等を実施する都道府県労働局雇用均等室を広く周知することを目的に広報を実施する。	労使を始めとする一般国民	<p>関係行政機関、報道機関、使用者団体、労働団体等へ男女雇用機会均等月間実施要領、啓発ポスターを配布し、周知の協力依頼を行う。</p> <p>男女雇用機会均等月間の実施に合わせ、一般国民にポジティブ・アクションや改正内容を含む男女雇用機会均等法令、都道府県労働局雇用均等室について周知する。</p> <p>広報誌（月刊厚生労働）、メールマガジンを通じて、一般国民にポジティブ・アクションや改正内容を含む男女雇用機会均等法令、都道府県労働局雇用均等室について周知する。</p> <p>リーフレット等の作成によりポジティブ・アクションや改正内容を含む男女雇用機会均等法令、都道府県労働局雇用均等室について周知する。また、企業に対して、ポジティブ・アクション情報ポータルサイトの利用による女性の活躍状況の開示等を呼びかける。 さらに、企業に対して、助成金や「業種別『見える化』支援ツール」、「センター制度導入・ロールモデル育成</p>	実施要領・ポスター ホームページ、記者発表 広報誌、メールマガジン リーフレット等	通年（男女雇用機会均等月間である6月を中心） (24年度は32.5%)	ポジティブ・アクション取組企業割合前年度以上	

			<p>マニュアル」について周知をする。 均等・両立推進企業表彰、団体表彰を通じて、企業等の取組を促す。</p>	<p>広報誌、 記者発表 等</p>			
--	--	--	---	----------------------------	--	--	--

【雇用均等・児童家庭局】

施策・制度名（重点施策）：平成 26 年度児童虐待防止対策広報・啓発事業

担当係：総務課虐待防止対策室調整係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実する	国民に児童虐待についての正しい理解が十分には浸透していない。 国民の児童虐待に関する正しい理解を深め、児童相談所や市町村の窓口への連絡・相談を促進する。	一般国民（特に育児に悩んでいる親、これから出産を迎える人）、関係機関・各種団体	政府広報により新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等の各種媒体を通じ、児童相談所全国共通ダイヤル（0570-064-000）の周知を図る。 一般国民向けのポスター・リーフレット等を作成し、自治体や関係団体などに配布を行う。特に児童相談所全国共通ダイヤル（0570-064-000）の存在・役割が周知されるよう、周知方法を工夫する。 広報誌（月刊厚生労働）を通じて、一般国民に児童虐待について分かりやすく解説する。 当省ホームページに掲載中のDVD動画「赤ちゃんが泣きやまない」の周知を図り、乳幼児揺さぶられ症候群予防啓発を行う。	政府広報 ポスター・リーフレット等 広報誌 ホームページ	通年 (児童虐待防止推進月間である 11 月に集中的に実施する)	ホームページアクセス件数を前年度実績以上とする。 平成 24 年度のアクセス件数は 167,581 件だった。	

【雇用均等・児童家庭局】

施策・制度名（重点施策）：児童福祉週間

担当係：育成環境課 育成環境係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間(5月5日～5月11日)」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発を図る。	児童虐待やいじめ等、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育て家庭を社会全体で支援する必要性を多くの国民に理解いただくための普及啓発が必要。 一般国民及び関係機関、関係団体等について、児童福祉週間を機会に、児童に対する理解と認識の向上を図る。	一般国民及び関係機関、関係団体等	国、地方公共団体、関係団体、企業等において、各種取組を実施。 厚生労働省においては、児童福祉週間中央行事として「こいのぼり掲揚式」を実施。 各中央省庁における「こいのぼり」の掲揚 国営公園等への無料入園等の実施。	行事・イベント等	4月下旬～5月	平成26年度「児童福祉週間」実施要領により、「児童福祉の理念の普及」、「家庭における親子のふれあい促進」その他、「地域における児童健全育成活動の促進」等を中心に、運動を開催する。 25年度は、655の自治体により1,460件の行事等が実施されており、26年度も積極的な事業展開を自治体及び関係機関に依頼する。	

【社会・援護局】

施策・制度名（重点施策）：介護の日・福祉人材確保重点月間

担当係：社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者及びその家族、介護従事者を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え会いや交流を促進する。	地方自治体や福祉・介護関係団体の協力を得て、国民一人ひとりが、介護についての理解と認識を深める機会を提供する。	地方自治体及び福祉・介護関係団体	<p>1. 意見交換の機会の積極的な設定 ①「介護の日・福祉人材確保重点実施期間」について、全国主管課長会議等を通じて地方自治体に情報提供する。 ②福祉・介護関係団体に情報提供し、積極的な啓発活動の実施を依頼する。</p> <p>2. 先進的な事例の周知 先進的な取組をしている都道府県の事例を収集し、取組についてホームページ上で紹介し、幅広に周知する。</p> <p>3. 分かりやすい情報提供 ホームページに「介護の日・福祉人材確保重点実施期間」について掲載する。 併せて、地方自治体や関係団体が「介護の日・福祉人材確保重点実施期間」に開催するイベント等を集約し、ホームページに掲載する。</p>	会議、介護労働懇談会等 ホームページ上	未定 10～11月	福祉人材確保重点実施期間における自治体・団体が実施するイベントの実施回数の増加	平成25年度の介護の日に関するイベント実施件数：575件（自治体395件、関係団体180件）

			<p>4. 介護の日におけるアピール 「介護の日・福祉人材確保重点実施期間」に関係団体が開催するイベント等において、挨拶・講演や後援名義の承認などにより、一般の方々の介護への理解を深める。 さらに、介護分野の NPO 法人と連携を図り、イベントでの講演等を通して、介護職場の魅力について若者を中心として広くアピールする。</p>	イベント等	11月		
--	--	--	--	-------	-----	--	--

【社会・援護局】

施策・制度名（重点施策）：赤い羽根共同募金運動

担当係：社会・援護局総務課指導係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
民間の福祉活動への支援、地域福祉の推進に大きく寄与している共同募金運動について、国民のより一層の理解、協力を求め、当運動の活性化を図る。	<p>共同募金運動により集められた募金は、高齢者、障害者、児童、地域福祉の充実等に対する民間社会福祉事業の発展に大きな役割を果たしてきている。</p> <p>人間性豊かな明るい福祉社会の実現のため、国民のより一層の理解、協力を求め、共同募金運動の活性化を図る。</p>	一般国民	<p>広く国民への情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 赤い羽根共同募金運動について、報道機関に発表する。 ② 関係イベントの様子について厚生労働省ホームページに掲載 <ul style="list-style-type: none"> ・赤い羽根空の第一便伝達式(9/30) ・中央街頭募金行事(10/1) ③ 中央街頭募金行事(10/1)に大臣等の幹部に出席いただき広く広報する。 ④ 政府広報オンラインのホームページに掲載する。 ⑤ 月刊「厚生労働」に掲載 ⑥ 厚生労働省ホームページに共同募金の仕組みや配分実績等について掲載する。 	ホームページ等	9~10月	都道府県共同募金会が、募金目標額に達するよう支援する。	
		閣僚、職員	<p>政府機関を通じた周知、広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 全閣僚に赤い羽根の着用を依頼する。 ② 各省庁に対する職域募金を依頼する。 ③ 省内メールの活用により募金及び赤い羽根を着用することを依頼する。 	通知、ポスター、メール	9~10月		

		共同募金、行政関係者	行政からの積極的な情報発信 ① 共同募金活動について、行政が主催する全国会議等を通じて地方自治体に情報提供する。 ② 中央共同募金会主催の会議等に出席し、行政の立場から共同募金活動の一層の充実を要請する。	会議等	3月		
--	--	------------	---	-----	----	--	--

【社会・援護局】

施策・制度名（重点施策）：戦没者遺族等の援護施策

担当係：援護課給付係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
① 平成23年改正法による戦傷病者等の妻に対する特別給付金の受給対象者に制度案内を行い、時効失権することができないよう周知する。 ② 平成25年改正法による戦没者等の妻に対する特別給付金及び戦没者の父母等に対する特別給付金の受給対象者に制度案内を送付する。	特別給付金の受給対象者にすべてに対し制度案内が行き渡ることは、現実的に困難なことから、広く広報することが重要	都道府県の担当者	・ブロック別主管課長会議や事務指導監査において、都道府県が行う請求促進の取り組み等について意見交換、広報好事例の収集を行う。	会議	10～3月	(目的①) 案内送付対象者の90%から請求を受け付ける (第3年度)	
		受給対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・援護年金受給者向けに特別給付金制度案内を掲載した「援護年金受給者のしおり」を送付する。 ・特別給付金制度の概要リーフレットやホームページによるお知らせ ・政府広報（新聞、ラジオ等）による制度案内 ・①の未請求者に対し直接制度案内を送付する。 ・戦没者の妻に対する特別給付金第27回「ろ号」対象者に制度案内を送付する。 	しおり リーフレット、ホームページ 政府広報 リーフレット、案内状 リーフレット、請求書	5月 随時 未定 4月 11～12月	(目的②) 案内送付対象者の85%から請求を受け付ける (第2年度)	

【社会・援護局】

施策・制度名（重点施策）：戦中・戦後の労苦の継承、戦没者の慰靈追悼

担当係：援護企画課施設指導係、援護企画課外事室外事第1班外事企画係、外事第2班調査第2係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
戦傷病者、戦没者遺族等の援護を図り、一般国民とともに平和を祈念する①	昭和館、しょうけい館の存在がまだ十分に知られていない。 昭和館、しょうけい館への来館促進を図り、一般国民とともに平和を祈念する。	一般国民	<p>一般国民向けのポスター・リーフレットを作成し、都道府県等を通じて配布を行う。</p> <p>広報誌（月刊厚生労働）、記者発表資料等を通じて、一般国民に特別企画展等の開催についてお知らせする。</p> <p>厚生労働省ホームページに昭和館、しょうけい館のホームページのリンクを張る。</p>	<p>ポスター・リーフレット</p> <p>広報誌、記者発表資料等</p> <p>ホームページ</p>	<p>5月、7月</p> <p>7月、3月</p> <p>随時</p>	<p>より多くの方々に戦中・戦後の国民生活上の労苦及び戦傷病者とその妻等が体験した労苦を伝えられるよう、対前年度比来館者の増を目標とする。</p> <p>【入館者数目標】 (平成25年12月まで) <昭和館> 232,744人 <しょうけい館> 89,020人</p>	
戦傷病者、戦没者遺族等の援護を図り、一般国民とともに平和を祈念する②	8月15日が「戦没者を追悼し平和を祈念する日」であること及び同日に実施される全国戦没者追悼式を全国的に広く周知し（昭和57年4月13日閣議決定の趣旨を広く国民に周知）、一般国民とともに平和を祈念する。	一般国民	8月15日が「戦没者を追悼し平和を祈念する日」であること及び同日に実施される全国戦没者追悼式について政府公報、記者発表資料等を活用して周知する。	政府公報、記者発表資料、ホームページ等	8月	全国戦没者追悼式を滞りなく実施し、昭和57年4月13日閣議決定の趣旨を広く国民に周知する。	

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象(重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
戦傷病者・戦没者遺族等の援護を図り、一般国民とともに平和を祈念する③	戦傷病者、戦没者遺族だけでなく、一般国民に慰霊巡拝等の実施について、広く周知するほか、事業実施に協力してもらう必要がある。	戦没者の遺族等	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治体に対し慰霊巡拝計画について情報提供し、広報を依頼する。 ・厚生労働省ホームページで、慰霊巡拝計画などを掲載する。 ・慰霊巡拝の参加遺族にアンケートを実施する。 	通知 ホームページ アンケート用紙	3月 隨時 派遣ごと	慰霊巡拝の募集定員の定数を満たす。 巡拝参加遺族アンケートで、周知方法についての「満足した」との回答を85%の回答者から得る。	
			遺骨の収容場所で発見された遺留品について、先の大戦を知らない平和へのメッセージとして厚生労働省ホームページ上で公開する。	ホームページ	随時	より多くの方々にホームページを見て貰えるよう、前年度比アクセス件数の増を目的とする。 (平成25年度実績) 上半期 1,396 下半期 449 ※下半期は12月まで	

			<p>民間団体等が海外に建立した日本人戦没者の慰霊碑について、建立後、歳月の経過とともに、建立者等の行方がわからなくなっているので、その建立者に関する情報提供を求める。併せて、国が実施する「民間建立慰霊碑等整理事業」について制度の周知を行う。</p>	ホームページ	随時	建立者又はその関係者に対する慰霊碑の維持管理についての注意喚起を図る。	
--	--	--	---	--------	----	-------------------------------------	--

【社会・援護局】

施策・制度名（重点施策）：中国残留邦人等への支援

担当係：援護企画課中国残留邦人等支援室自立援護係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
戦争を経験していない若年層も含めた国民が、中国残留邦人等に対する関心と理解を持ち、中国残留邦人等が地域社会の一員として安心して暮らせるよう、温かく接することができる地域社会をつくる。	中国残留邦人等の苦難と現状について、一般国民の関心と理解が十分に得られていない。 中国残留邦人等の苦難と現状について、一般国民の関心と理解を深める。	一般国民 ※シンポジウムのポスター・リーフレットは、シンポジウム開催地の自治体、学校、関係団体に重点的に配布する。	「中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウム」を開催する。	シンポジウム	未定	シンポジウムの参加者数を会場座席数の80%以上とする。	シンポジウム参加者に対してアンケートを実施し、中国残留邦人等に対する関心と理解を深めたとの回答を80%以上の回答者から得る。
			全国会議等でシンポジウム開催の周知を行う。	会議	随時		
			ホームページ、広報誌(月刊厚生労働)で、シンポジウム開催の周知と開催後の内容の紹介を行う。	ホームページ、広報誌	随時		
			シンポジウムのポスター・リーフレットを作成し、関係機関に配布する。	ポスター・リーフレット	随時		
			中国残留邦人等への支援策について、ホームページでわかりやすく解説する。	ホームページ	随時		

【社会・援護局】

施策・制度名（重点施策）：中国残留邦人等の特定配偶者に対する支援

担当係：援護企画課中国残留邦人等支援室生活支援班自立援護係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
配偶者支援金の受給対象者等に広く制度案内を行い、申請漏れが生じることがないよう周知する。	<p>① 特定配偶者に対し、配偶者支援金創設を周知し、申請漏れの防止を図る。</p> <p>② 支援給付受給者に対し、配偶者支援金創設を周知し、将来の申請漏れの防止を図る。</p>	<p>都道府県等の担当者</p> <p>特定配偶者、支援給付受給者及び一般国民</p> <p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等を対象として毎年度開催している「中国残留邦人等支援に係る全国担当者会議」において、配偶者支援金制度について情報提供し、申請漏れがないよう周知徹底する。 ・ブロック別地域支援連絡会や支援給付行事務監査において、都道府県等が行う配偶者支援金制度の周知や申請漏れの防止の取り組み等について意見交換を行う。 <p>・配偶者支援金制度の概要についてホームページによるお知らせを行う。</p> <p>・配偶者支援金制度の概要リーフレットのひな形等を都道府県等に示し、実施機関を通じて周知を行う。</p> <p>都道府県等において実施している広報の好事例の収集</p>	<p>通知会議</p> <p>会議</p> <p>ホームページ</p> <p>通知（リーフレットのひな形）</p>	<p>5月</p> <p>6～3月</p> <p>随時</p> <p>6～3月</p>	<p>(目的①) 配偶者支援金の受給を希望する特定配偶者全員が申請すること。</p> <p>(目的②) 支援給付受給者が配偶者支援金について理解すること。</p>	

【社会・援護局障害保健福祉部】

施策・制度名（重点施策）： 身体障害者補助犬の普及・啓発

担当係：企画課 自立支援振興室 社会参加支援係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
身体障害者補助犬の普及・啓発	身体障害者補助犬法施行から11年が経過しているが受け入れ拒否が絶えない等、法律の認知が低いため、法律への理解を広めて、補助犬とそのユーザーの受け入れを促進する。	地方公共団体等	身体障害者補助犬受入マニュアルをホームページに掲載するとともに、都道府県等担当部局に周知する。法律の概要をまとめたリーフレット等を広く配布する。	ホームページ・リーフレット・ステッカー	4月～	補助犬ホームページのPV数について前年比増。 （「身体障害者補助犬」ページ） PV数：14,234	
		医療機関・関係団体等	身体障害者補助犬受入マニュアルをホームページに掲載し周知するとともに、リーフレット等を広く配布する。	ホームページ・リーフレット・ステッカー	4月～		
	国民		補助犬法施行日および障害者週間にあわせて普及啓発イベントを実施する。その際にもリーフレット等を積極的に配布する。	セミナー・ホームページ・リーフレット・ステッカー	9月・12月		

【社会・援護局障害保健福祉部】

施策・制度名（重点施策）：世界自閉症啓発デー 2014～2015

担当係：障害福祉課 障害児・発達障害者支援室発達障害者支援係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
自閉症を含めた発達障害に対する普及啓発	一般国民においては、自閉症を含めた発達障害に対する理解が十分にされていないため、2007年12月に国連総会において毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議されたのを契機に、それ以来我が国においても、毎年4月2日から4月8日までを発達障害啓発週間と定め、自閉症をはじめとする発達障害について正しい知識の浸透を図るとともに、社会全体の理解が進むよう普及啓発活動を行う。	一般国民	ブルーライトアップイベント2014 世界自閉症啓発デー2014に寄せて、国連事務総長及び厚生労働大臣等のメッセージ 一般国民に向けてポスター・リーフレット・チラシを都道府県、各関係団体を通じ配布、掲示を行う。 政府広報 世界自閉症啓発デー2015シンポジウム 世界自閉症啓発デー2015に関する取り組みについて	東京タワー ホームページ ポスター、リーフレット、チラシ 新聞 シンポジウム ホームページ	4月 4月 2月、3月 3月 3月 3月	発達障害情報・支援センターホームページのPV数が前年を上回る。	

【老健局】

施策・制度名（重点施策）：認知症サポーターの養成

担当係：認知症対策係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
認知症サポーターの養成を図る。認知症に関する正しい知識と理解を持つ認知症サポーターを数多く養成することを目指しているが、そのためには認知症サポーター養成の取組について広く周知する必要がある。	認知症に関する正しい知識と理解を持つ認知症サポーターを数多く養成することを目指しているが、そのためには認知症サポーター養成の取組について広く周知する必要がある。	地方自治体	地方自治体を対象とした会議の場で「認知症サポーターの養成について取組を促す。	会議	2月	平成29年度末までに全国で認知症サポーターの人数を600万人にする。	
		一般国民	認知症施策についての行政説明などの機会に認知症サポーターの取組について周知を図る。	講演会等	随時		
		地方自治体等	地域における認知症サポーターの活動事例について収集を行い、優良な活動事例を発表する。	認知症サポーター優良活動事例報告会	3月		

【保険局】

施策・制度名（重点施策）：データヘルス事業の推進

担当係：保険局総務課医療費適正化対策推進室

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
医療保険者において、加入者の特性を踏まえた効果的かつ効率的な保健事業を開発することを目的として、レセプト、健診情報等を活用した保健事業（データヘルス事業）を推進する。（平成 26 年度中に全ての医療保険者でデータヘルス計画を策定し、当該計画に基づき平成 27 年度から本格的に事業実施）	全ての医療保険者でデータヘルス事業が実施されるよう、医療保険者に対し、データヘルス事業の意義や目的、進め方等を周知・広報し、医療保険者の問題意識やノウハウ等を高める。	医療保険者	<p>当省ホームページに既にデータを活用した保健事業を実施している保険者の事例（先進事例）を掲載する。</p> <p>既にデータを活用した保健事業を実施している医療保険者に依頼し、当該医療保険者の担当者の視点で、実施している事業内容に併せ、事業実施までの工程や苦労、事業実施に当たり工夫した点など、今後データヘルス事業を実施しようとする医療保険者にとってより実践的な内容となる事項を執筆いただき、広報誌（月刊厚生労働）に掲載、広報する。</p> <p>医療保険者等が集う会議等に積極的に参加し、データヘルス事業の意義や内容、進め方等について分かりやすく解説する。</p>	<p>ホームページ</p> <p>広報誌</p> <p>会議等</p>	<p>1月以降</p> <p>1月以降</p> <p>4月以降</p>	平成 26 年度中に全ての医療保険者(3,419 保険者)でデータヘルス計画を策定することを目標とする。	

【保険局】

施策・制度名（重点施策）： 診療報酬改定

担当係： 保険局医療課

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
平成 26 年度診療報酬改定の内容を分かりやすく伝えることを通じて、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向けて、病床機能の分化・連携や在宅医療の一層の推進を図る。	平成 26 年 4 月からはじまる新しい診療報酬改定を全国の医療機関に浸透させることを通じ、効率的な医療提供体制の構築を図る。	全国の医療機関や医療・介護事業者、患者	<p>メディアを集めた勉強会を隨時開催することで、医療関係者以外にとって、わかりにくい診療報酬の内容を分かりやすく伝え、新聞、雑誌などで患者にも届くよう努める。</p> <p>医療関係団体や学会が行う学術集会等に積極的に参加することを通じて、政策内容を伝える。</p>	新聞・雑誌 学術集会	4 月以降 4 月以降	平成 26 年度診療報酬改定の内容を医療関係者や患者に伝える。	

【年金局】

施策・制度名（重点施策）：財政検証と制度改革に関するわかりやすい情報発信と幅広い意見の聴取

担当係：総務課企画係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
平成 26 年の公的年金の財政検証及びその結果を踏まえた年金制度改正に関するわかりやすい情報発信と幅広い意見の聴取	平成 26 年は公的年金の財政検証やその結果を踏まえた制度改正が予定されており、検証結果や制度に関する論点をわかりやすくお伝えするとともに、有識者や国民各層からの意見を幅広くお聴きすることにより、年金制度改正に資するようする。	国民全般（特に被保険者）	国民の皆さん向けのシンポジウム・対話集会を開催し、財政検証結果や制度改革について、わかりやすく説明するとともに、幅広く意見をお聴きする。	シンポジウム・対話集会	年 8 回程度	シンポジウムの参加者に対してアンケートを実施し、内容について理解・納得したとの回答を 70% 以上の回答者から得る。	
		国民全般（特にインターネットの利用傾向が高い、中若年層）	財政検証ホームページを拡充し、平成 26 年に公表する財政検証の結果や考え方について、国民の皆さんから理解・納得を得られるよう、財政検証ホームページをわかりやすく拡充する。	ホームページ	平成 26 年度中	厚労省ホームページ（年金・日本年金機構関係）へのアクセス件数の前年度実績（平成 24 年度 439,863 件）を上回る。	
		国民全般（特に若年層）	大学生・専門学校生を中心に、財政検証結果や公的年金制度改正に関する出張講座を、厚労省ホームページで希望を募ること等を通じて、将来の年金制度の担い手である若年層の理解・納得を得るとともに、意見をお聴きする。	講義・ホームページ	平成 26 年秋頃	講義を実施した後に質疑応答を行い、またアンケートを回収し、次期制度改革の参考とする。	
		有識者	公的年金制度改正の参考となるよう、各界有識者の意見をお聴きする。		平成 26 年夏～秋頃	アンケートを回収し、次期年金制度改正の参考とする。	

		報道関係者 (論説・解説 委員等)	報道関係者を通じた十分な情報発 信に資するとともに、取材等を通し た国民の皆さまの声等を聴取する ため、報道関係者との意見交換の場 を設ける。	論説・解 説委員懇 談会	随時	報道関係者の適 切な理解・納得 のもとに情報を 発信してもら う。	
--	--	-------------------------	---	--------------------	----	---	--

【年金局】

施策・制度名（重点施策）：公的年金制度に関するわかりやすい情報発信

担当係：総務課企画係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
公的年金制度に関するわかりやすい情報発信による、公的年金制度に対する理解・納得の促進	公的年金制度に対して国民の理解が得られるよう、制度の意義、基本的な仕組み、現状と課題等について広く周知する。	国民全般（特に若年層をはじめとするインターネット利用層）	<p>主に下記の3点において掲載内容の改善を図ったうえで活用し、若年層に対してもわかりやすい形での情報提供に引き続き取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①厚労省ホームページ ②厚労省ツイッター ③年金制度のポイント <p>特に、今年度は、携帯電話やスマートフォンにも対応するコンテンツを順次作成する。</p>	ホームページ	随時（平成26年度版年金制度のポイントは4月上旬）	厚労省ホームページ（年金・日本年金機構関係）へのアクセス件数の前年度実績（平成24年度439,863件）を上回る。	

						の回答を70%以上の回答者から得る。	
	報道関係者（特に新任記者）や経済専門誌記者	記者会に所属する記者向けの勉強会を引き続き定期的に実施する。さらに、今年度は、経済専門誌の記者向けの勉強会についても、ニーズを踏まえつつ実施する。	勉強会	随時	勉強会参加者に対してアンケートを実施し、内容について理解・納得したとの回答を70%以上の回答者から得る。		

【年金局】

施策・制度名（重点施策）：『年金の日』（新設・名称検討中）に、「ねんきんネット」や定期便で年金記録の確認を！

担当係：年金局事業企画課（年金記録回復室）

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
国民一人一人が年金記録を確認することや、老後生活に思いを巡らすことを推進する。 さらに、常時、記録確認や未統合記録の検索ができる「ねんきんネット」の利用拡大を図る。	年金記録を正しく管理するためには、年金機構による適正な管理はもとより、国民一人一人に老後生活や年金についての関心を高めていただくとともに、ご本人への記録の注意喚起を図り、なるべく早い時点で記録の『もれや誤り』を申し出いただき訂正することが重要である。 また、持ち主不明の未統合記録が約2100万件あること等を踏まえ、26年度以降も引き続き、国民への年金記録確認の働きかけを行う。 さらに、「ねんきんネット」は、紙の定期便と異なり、記録の確認がいつでもできる上、年金見込額計算や未統合記録の検索ができるなど国民の利便に資するほか、省資源にも資する。 このため、「ねんきんネット」の加入者を拡大することが重要	一般国民 (被保険者、待機者、受給者等)	ねんきん定期便や裁定請求書（事前送付用）通知等において、年金記録の「もれや誤り」の確認、及び「ねんきんネット」の加入・利用について、ご本人への働きかけを行う。 「年金の日（仮称）」を設置し、国民一人一人による記録確認等の推進・「ねんきんネット」の加入・利用を呼びかける。 市町村が記録確認の推進・「ねんきんネット」の加入・利用を呼びかけるために、イベント場や公民館等において、講演・説明や資料配付等を行う取組等を、支援する。 シンポジウムや対話集会、大学生向けの出張講座等の機会を通じて「ねんきんネット」の加入・利用及び記録確認を呼びかける。 特に中高齢者（年金への関心が高く比較的インターネット利用率もその上の世代に比べて高い40～60歳代）	ハガキ・手紙 (年金機構) イベント厚生労働省twitter 説明会、チラシ等 (市町村交付金) チラシ等 インターネット広告等	年間 検討中 随時 随時 随時	・ご自身の記録を確認される方を増やし、記録のもれや誤り（未統合記録等）を減少させる。 ・「ねんきんネット」の新規加入者数について、年間100万人以上を目指す。	・「ねんきんネット」の利用者は、平成26年1月現在約270万人 ・平成24年度の記録訂正事案の多くは、厚生年金事案が中心。特に平成15年4月（総報酬制導入）以後のものが全体の約7割以上。 ・11月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民の皆様に年金制度に対する理解を深めていただくため、公的年金制度の普及・啓発活動を展開
	特に20歳（国民年金に初めて加入）	20歳	20歳適用の際に同封する「国民年金・厚生年金被保険者のしおり（20歳のしおり）」に、「ねんきんネット」の加入・利用及び記録確認を促すための説明を入れる。 また、市町村の成人式用配布物として同趣旨のチラシ等を作成。	20歳のしおり（年金機構）、成人式配布用のチラシ等 (市町村交付金)	随時		
	特にインターネットを利用されない高齢	市町村	市町村が記録確認等を推進するためには、例えば、インターネットを利用されない高齢者が集まるイベント場や公	説明会、チラシ等 (市町村交付金)	随時		・インターネットを利用されない方のために、一部市区町村、郵便局で「ね

	であり、認知度を高めるための周知等を実施。	者等	民館等において、講演・説明や資料配付等を行う取組等を、支援する。(再掲)				んきんネット」による年金記録（紙媒体・無料）を交付している。
--	-----------------------	----	--------------------------------------	--	--	--	--------------------------------

【年金局】

施策・制度名（重点施策）：公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業（仮称）

担当係：年金局事業管理課

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
平成 26 年度中に国民年金保険料の納付率向上に向けて効果的な映像資料を作成するモデル事業を行う。	国民年金保険料の納付率の向上のためには、年金制度を理解していただき、その有用性を実感してもらうことが必要であることが、国民年金保険料等の徴収体制強化に関する専門委員会等で指摘されている。今般、国民年金保険料の納付率向上に向けて、特に国民年金の未納者が多いと言われる若年層への対策の一環として、若年層に対し年金制度への理解の一助となる年金制度に係る映像資料を作成する	若年者	<p>若年層に対し年金制度への理解の一助となる年金制度に係る映像資料やポスター等を作成するとともに、モデル的に当該資料を用いた情報発信を行い、公的年金に対する理解、納付意欲等に関する効果を測定する。</p> <p>映像資料作成及び効果測定方法の検討</p> <p>当該映像資料を用いた年金セミナーを地域年金展開事業の中で実施</p> <p>映像資料アンケート等の実施</p> <p>映像資料等の改定版の作成</p> <p>同映像資料を厚生労働省及び日本年金機構において、年金制度の周知の際に本格的に使用</p>	<p>委員会 セミナー</p> <p>委員会</p> <p>セミナー</p> <p>委員会</p> <p>委員会</p>	<p>平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月</p> <p>平成 26 年 5 月～9 月</p> <p>平成 26 年 9 月～11 月</p> <p>平成 26 年 9 月～12 月</p> <p>平成 26 年 12 月～2 月</p> <p>平成 27 年 3 月～</p>	若年者層について、日本年金機構が実施する地域年金展開事業における大学（高校）での授業等の参加者に対してアンケート等を実施して、公的年金制度の有用性を理解、保険料の納付をはじめとする手続きをする気になったという回答を 80% 以上の回答者から得る。	

【政策統括官（社会保障担当）】

施策・制度名（重点施策）：社会保障・税一体改革

担当係：社会保障担当参事官室

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
総合的な厚生労働行政関係情報の提供等	社会保障と税の一体改革による社会保障制度改革の意義や内容が知られていないことから、改革に関する情報を効果的に提供し、国民の理解を深める。	国民全般	<p>次の取組を通じて、一体改革に関する情報を効果的に提供し、国民の理解を深める。</p> <p>①財務省等との共催により全国で説明会を実施する。</p> <p>②中小企業庁が主催する事業者向けフォーラムに講師を派遣する。</p> <p>報道関係者（論説・解説委員等）との意見交換の場を持ち、適切な情報発信に資するとともに、取材等を通じた国民の声等を聴取する。</p> <p>市町村職員を対象としたセミナーを開催し、情報提供・意見交換を行う。</p> <p>次の取組を通じて、将来を担う世代の社会保障制度への理解を促進する。</p> <p>①社会保障制度に関するわかりやすい教育用資料の検討を進める。</p>	<p>一体改革広報に関する地方説明会 中小事業者経営力強化フォーラム</p> <p>論説・解説委員懇談会</p> <p>市町村セミナー</p> <p>社会保障の教育推進に関する検討会</p>	<p>4～6月</p> <p>随時</p> <p>年6回程度</p> <p>随時</p>	<p>「一体改革広報に関する地方説明会」において「一体改革への理解度」が80%を超える（説明会後のアンケートにより計測）</p> <p>厚生労働省ホームページ（社会保障関係）へのアクセス件数が前年度を超える 〔平成24年度〕 72,423件</p>	

			②①にて作成した教育用資料を文部科学省と連携し教科書会社および全国の教育現場等に周知を行う。長期的には学習指導要領に反映させることも視野に入れながら、継続的・全国的に社会保障の教育が推進される環境づくりを図る。	説明会等	随時		
			有識者等に対し、審議会資料等様々な情報の提供を積極的に行う。	紙媒体 (資料等)	随時		
			当省HPを活用し、よりわかりやすい情報を提供するとともに、より使いやすい情報提供環境を構築する。	当省HP	適宜		

【政策統括官（社会保障担当）】

施策・制度名（重点施策）：厚生労働白書

担当係：政策評価官室分析第一係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
厚生労働行政の年次報告及びその年ごとの厚生労働行政に関する政策課題を取りあげ、現状や施策の実施状況、将来の方向性・展望をなどについて取りまとめる。	多岐にわたる厚生労働行政の現状について広く伝えられない。 厚生労働行政の現状や今後の見通しなどを、わかりやすく国民に広く伝える。	国民全般	<p>1 意見交換機会の積極的な設定 ① 関係団体等からの各種講演・講義の依頼を積極的に受ける。 ② 各種関係団体等に対して、作成した厚生労働白書を郵送。</p> <p>2 国民のニーズ、情報を共有する仕組み 報道関係者との意見交換の場を持ち、適切な情報発信に資するとともに、取材対応を通じた国民の声等を聴取する。</p> <p>3 わかりやすい情報提供 ① ホームページに厚生労働白書の本文・概要をわかりやすく掲載 ② 広報誌等を活用した情報提供 ③ 関係団体等からの各種講演・講義の依頼を積極的に受け、理解促進を図る。</p> <p>4 情報提供のための手法と技術の向上 ① 全体を通じて記述内容が多岐にわたる中で、専門的な記述に陥ることのないよう、図表等を豊富に取り入れつつ、わかりやすく明確な記述を行う。 ② 厚生労働白書に掲載した図表のデ</p>	媒体 厚生労働省ホームページ ・各種広報誌など	①随時 ②閣議日以降 随時 ①閣議日当日 ②閣議日以降 ③閣議日以降 ①随時 ②閣議日	厚生労働省ホームページに掲載されている厚生労働白書への発表後半年のアクセス件数を前年実績同等以上とする。 [平成24年度] 365,859件 (平成24年8月28日～平成25年3月末日まで)	

			ータ等をエクセル形式にてホームページに掲載することで、よりホームページの充実を図る。		以降		
--	--	--	--	--	----	--	--

【政策統括官（労働担当）】

施策・制度名（重点施策）：総合的な労働政策関係情報の提供

担当係：労働政策担当参事官室、劳政担当参事官室

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
総合的な労働政策関係情報の提供	提供する情報が労働分野の多岐にわたるため、利用者のニーズに合わせた的確な情報提供が課題。 厚生労働省における各制度や施策について、部局横断的に情報提供する。	一般国民（求職者、労働者）、事業主、人事・労務担当者	労働政策に係る制度又は制度改革等について、関係部局及びわかりやすい広報指導室と連携し、読み手に分かりやすい内容の記事を登録者に配信する。 （「厚労省人事労務マガジン（メールマガ）」）	メールマガジン	随時	平成26年度末のメールマガ登録者数を6万5千人以上	
			基本的な労働法制度をまとめたハンドブック「知って役立つ労働法」を厚生労働省ホームページに掲載し、情報の提供を行う。 また、大きな制度改正等の際にはその都度改訂を行う。	ホームページ	随時	ホームページアクセス件数6万件以上（年間）	
			中小企業の事業主、人事労務者向けに基本的な労働法制度、助成金などの支援策を紹介している「ホームページ「中小企業を経営されている方へ」」を、各部局の協力を得て、最新の内容に更新するとともに、分かりやすい・使いやすいページとなるよう、リンク先やコンテンツの追加・修正を検討する。	ホームページ	随時	ホームページアクセス件数7万件以上（年間）	

【政策統括官(労働担当)】

施策・制度名（重点施策）：労働経済白書

担当係：労働政策担当参事官室分析第2係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
労働問題に関するテーマについて、統計的・計量的な分析を提供することにより、広く国民の理解を促進する。	多岐にわたる労働問題について、広く現状を周知する必要がある。 そこで、中長期的観点から中立的・客観的な分析を行い、結果をわかりやすく提供することで、労使コミュニケーションを円滑化するとともに、広く国民の理解を促進する。	労使関係者をはじめとする労働問題に関心を持つ国民一般。	<p>1 意見交換の機会の積極的な設定 労使関係団体などで、積極的に講演などを行う。</p> <p>2 国民のニーズ、情報を共有する仕組み ① 白書を作成するに当たり、テーマ案や分析手法について労働経済学者と意見交換を行う。 ② 報道関係者(論説・解説委員など)との意見交換の場を持ち、効果的な情報発信に努めるとともに、取材対応などを通じて国民の声などを聴取する。</p> <p>3 分かりやすい情報提供 ① 厚労省 HP に白書の本文・概要・要約版をわかりやすく掲載する。 ② 広報誌「厚生労働」などに紹介記事を掲載する。 ③ 労使関係団体、地方自治体、学識経験者などへ白書を情報提供・送付する。 ④ 労使関係団体や大学などの講演や講義を積極的に行い、理解促進を図る。</p>		随時	厚労省HPに掲載する労働経済白書への発表後半年のアクセス件数を前年版実績同等以上とする。	

			<p>4 情報提供のための手法と技術の向上</p> <p>① 専門性の高い分析が多いため、分かりやすい、簡潔かつ明確な記述を行う。</p> <p>② 図表のバックデータ等をエクセル形式で厚労省 HP に掲載することで、利便性を高める。</p>		随時		
--	--	--	---	--	----	--	--

【中央労働委員会事務局】

施策・制度名（重点施策）：労働委員会制度

担当係：総務課文書広報係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
国民の労働委員会制度に対する認知度を上げる。 労働委員会制度の国民における認知度及び概要の理解度向上させる。	労使紛争が国際化・複雑化してきており、従来にもまして、きめ細やかな対応が求められている。	国民	意見交換の機会の積極的な設定 国民のニーズ、情報を共有する仕組み わかりやすい情報提供 ①命令書交付の記者発表資料をHPに掲載する ②中労委HPのQ&Aを、既存のものよりきめ細かく作成する 情報提供のための手法と技術の向上	セミナー ホームページ ホームページ ホームページ	10月 隨時	ホームページアクセス数の前年度からの向上。	